

塩谷町告示第 86 号

塩谷町狩猟免許取得支援補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 6 年 4 月 25 日

塩谷町長 見形 和久

(3)・(4) (略)

(補助金の額)

第3条 補助金は、狩猟免許取得のために必要な講習会受講料・受験手数料を交付対象とし、一人当たり 8,500円を限度とする。

様式第1号(第4条関係)

(略)

(3)・(4) (略)

(補助金の額)

第3条 補助金は、狩猟免許取得のために必要な講習会受講料・受験手数料を交付対象とし、1つの狩猟免許当たり8,500円を限度とする。

様式第1号(第4条関係)

(略)

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

塩谷町長 様

申請者 住所

氏名 ⑩

電話

年度塩谷町狩猟免許取得支援補助金交付申請書

次のとおり狩猟免許を取得したので、塩谷町狩猟免許取得支援補助金交付要綱第 4 条の規定により申請します。

記

- 1 取得内容 わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許
- 2 申請金額 金 _____ 円
- 3 添付書類 狩猟免許試験合格証等の写し
講習会受講料領収書写し
受験手数料領収書写し
猟友会塩谷支部塩谷分会加入証明書